

民意を反映する選挙制度実現
比例定数削減反対！ **運動情報**

憲法会議 発行

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

【憲法しんぶん速報版】

2012年6月2日

第341号 Tel 03-3261-9007
本号6号 Fax 03-3261-5453

比例定数 80 削減反対！国民の声が届く国会へ！

5・30学習決起集会報告③

5月30日、11団体が呼びかけた「比例定数80削減反対！国民の声が届く国会へ！5・30学習決起集会」が全労連会館2Fホールで開催され、100人余が参加しました。

「報告」第3弾は、穀田恵二日本共産党国対委員長長の国会情勢報告の際紹介した「衆院選挙制度に関する各党協議会」第1回会議以降の経過を示した資料、憲法研究者・小沢隆一さんの講演レジュメを掲載します。（講演全文は『月刊憲法運動』7月号に掲載予定です。）

【穀田恵二日本共産党国対委員長報告資料】

選挙制度改革をめぐる国会情勢・メモ

2012.05.30 補

1、衆議院選挙制度に関する各党協議会の発足と臨時国会の到達点

- 国会を構成する全党（9党）参加で各党協議会が発足。（10/19 第1回）
- 小選挙区比例代表並立制導入から17年目にして制度そのものの見直しが議論。
- 「小選挙区制の維持・温存」vs「民意が反映する抜本改革」（7党）
- 現行制度・小選挙区制の害悪・弊害についての共通認識
- 民主党＝小選挙区格差是正先行・2段階提案…頓挫（11/15 第8回）

2、第180通常国会における展開と攻防

- 1/6 野田内閣「一体改革素案」閣議報告
- 1/18 民主党、「比例80削減法案」「0増5減・区割審法改正案」正式決定
- 1/19 与野党幹事長書記局長会談、輿石幹事長釈明、各党協議会再開へ
- 1/24 第180通常国会開会、野田総理施政方針演説

◆再開した各党協議会

- 1/25 各党協議会（第9回）
 - ・民主党＝格差是正先行処理はとりさげる。「比例80削減法案・区割審法改正案」決定についての党の見解くすぐりでも提出できるが、協議で合意を得る立場」と釈明
 - ・民主以外の全党が、比例削減80案は「暴挙」（自民・細田）と批判。
 - ・「格差是正・定数削減・抜本改革」3課題「同時決着」で2/25メドに協議で合意
- 2/1 各党協議会（第10回）各党の見解を説明
- 2/2 「比例削減反対・民意が届く選挙制度」院内集会に220人、全衆議員要請行動

- 2/8 各党協議会〈第11回〉各党の見解を説明
 ・共産・穀田、改革・荒井氏ら「小選挙区制の害悪・弊害の検討、協議」を提起。
 ・「連用制」めぐる議論、自民細田メモ問題点列記、公明 Q&A（即効性→新しい制度）
- 2/15 各党協議会〈第12回〉樽床座長「私案」…「0増5減、比例80削減」前提に
 「過度に集約されることを補正するための措置」、抜本改革先送り。
- 2/16 各党協議会〈第13回〉「私案」一致せず、幹事長・書記局長に報告へ

◆「80削減」閣議決定と「格差是正優先」での攻防

- 2/17 「一体改革」大綱を閣議決定。「衆議院定数80削減」を明記
- 2/20 赤旗2/20付特集（衆院選挙制度どうあるべきか）、加藤紘一氏ら5氏が談話
- 2/22 与野党幹事長・書記局長会談、「80削減」閣議決定を全党が批判。
 民主・政府の釈明前提に協議会継続を確認。
- 2/23 衆院予算委員会、野田総理陳謝「各党協議会の重要性認識」
- 2/23 衆院選挙制度の抜本改革を目指す議員連盟（略称「中選挙区議連」）総会153名
- 2/29 党首討論、自民・谷垣総裁「0増5減」格差是正優先を提起、野田総理が同調。
- 3/1 各党協議会〈第14回〉「格差是正優先」総理発言に批判、民主の見解求める
- 3/7 各党協議会〈第15回〉樽床座長、総理発言について「各党協議尊重」と釈明。
 「格差是正優先」めぐり綱引き。樽床座長が各党から個別に意見聴取し「汗かく」ことを確認。3/12～22樽床座長、各党と個別協議。
- 4/25 各党協議会〈第16回〉「新座長私案」提示。各党批判。「ノリを超える」

◆与野党幹事長書記局長会談のステージへ

- 5/23 与野党幹事長書記局長会談。樽床座長の報告うけ、今後は、書幹会談で協議し
 会期末6/21までに合意の努力をする方向を確認。

【憲法研究者・小沢隆一さんの講演レジュメ】

選挙制度の抜本改革とわたしたちの課題

小沢隆一（憲法研究者）

はじめに

（1）私たちの運動の到達

- ・いち早く「国会改革」・比例定数削減への反対に取り組み、
- ・現行選挙制度の問題点を明らかにする中で、共感を広げ、
- ・「選挙制度の抜本改革」を国会での共通課題とする流れを生む力となった。

（2）これからの私たちの課題

- ・新しい局面
 衆院小選挙区「一人別枠」方式違憲最高裁判決（2011.3.23）
 各党協議会（2011.10～）
 「政治の閉塞」状況 その打破を口実にした強権政治への志向（大阪維新の会の動き） あ
 るいは「大連立」への誘惑（消費税増税） これにどう切り込むか
- ・さまざまな案の提起
 「一票の格差」是正案 各党からの抜本改革提案 樽床私案（2012.4.24）

- ・主権者国民の立場から、あるべき選挙制度を堂々と論じ、いかなる局面においても、どのような提案があっても、確固たる視座からこれを受け止める眼を鍛えること

1. 「政治の閉塞」と衆議院選挙制度

★現在の「政治の閉塞」状況の制度的主因は、現行の衆議院選挙制度にある
 二大政党（陣営）に国民不在の「チキンゲーム」を強いる現行選挙制度

(1) 小選挙区（300）比例代表（180）並立制＋重複立候補制が生む「食うか食われるか」（オセロゲーム）状況（例、2005 衆院選、2009 衆院選）

- ・第一党に高い「プレミアム」をもたらす選挙制度（候補者も党も一番でなければダメ）（第一党の過半数確保のために「プレミアム」をつける比例代表制－ギリシャ・イタリア）
 日本の場合は、小選挙区制に「プレミアム」がついている「超プレミアム」選挙制度
- ・第一党に単独政権志向を強め、連立志向を弱める選挙制度
 小選挙区制は元来そういうものだが、重複立候補で繋がった比例代表制がそれを増幅

(2) 「選挙互助会」型政党とそのジレンマ

- ・個々の議員からすれば、二大政党（陣営）の一方に属して「ライバル」に勝利することしか生き残る道はない → 二大政党の「選挙互助会」型体質の促進・温存
- ・党内対立があっても「互助会」にすぎる傾向
 党内少数反対派－分裂するとすべてを失う危険 「除名」されない限り居座るのが得策
 党内多数主流派・執行部－反対派切りは利敵行為 切りたくても切れない
- ・政策と方針、その違いの不明確な二大政党 「大差ないなら妥協を」という感覚の温床

(3) 妥協（「大連立」・「話し合い解散」）はリスクが高すぎる賭け

- ・妥協＝歩み寄り「政策実現」だけでは済まない
 それでも「妥協」をそそのかす財界とマスコミの身勝手・不見識
- ・「三番手」への支持急拡大の危険性（かつての「みんなの党」今は「大阪維新の会」）
 二大政党の片方あるいは両方の「退場」の恐怖
- ・「妥協」は「解党」と「政界再編」の自暴自棄的覚悟がない限り無理
 「こんな制度に誰がした」

(4) 「政治の停滞」は「強すぎる参議院」が主因ではない

- ・憲法施行 65 年 これまで「強すぎる参院」という議論が強かったか
- ・「ねじれ」解消のための改憲（衆議院の優越強化、参議院改革）は「ためにする議論」
- ・確実かつ迅速な解決方法は、（連立政権状況を念頭に置いた）衆議院選挙制度の改革

2. 国会選挙制度への憲法の要請

国会（衆議院・参議院とも）の選挙制度はどうあるべきか？ 憲法はどのような選挙制度を求めているか？ 状況的・断片的でない原理的・構造的把握の必要

★選挙制度は「建物」に似ている 「基礎」と「基本設計」と「造作」の全体構造

(1) 「基礎」－基本原理

- ・国民主権（1 条）
- ・国民固有の権利としての公務員の選定・罷免権（15 条 1 項）
- ・普通選挙の保障（同条 3 項）

(2) 「基本設計」－マクロ的制度原理

「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」(43条)

- ・衆・参の議員とその選挙制度の双方に共通して求められる制度原理
- 「全国民の代表」とは？
- 仮に個々の選挙区で選ばれていても、選挙区(民)だけの代表ではないということ
(「選挙区」選出の参議院議員に「県代表的性格」を認めることの問題性)
- 「全国民の代表」を選ぶのにふさわしい選挙制度とは？
- 民意の正確な反映こそが、現代における「全国民の代表」への要請
小選挙区制に対する比例代表制の優位
- ・「基本設計」・「制度原理」の問題は、裁判所での司法審査(違憲判断)にはなじみにくい
が、主権者国民として選択(価値判断)が問われる重要な憲法問題(政治的憲法問題)

(3) 「造作」－ミクロ的制度原理

「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない」(44条)

- ・この条項は、普通選挙の保障という「基礎」から導かれる「選挙権の平等」原則を規定していると同時に、具体的な選挙制度の下での「選挙権の平等」原則の適用(これは「造作」の問題)の場面でも直接的効果を発揮する。それゆえに、裁判所による司法審査(違憲判断)で利用しやすい。
- ・「造作」は「基本設計」に規定される
選挙制度の「基本設計」によって変わる「選挙権の平等」の意味
議員定数の不均衡、小選挙区当たりの人口数の不均衡－「選挙権の価値の平等」
小選挙区制での「死票」、比例代表制でのその消滅(極小化)－「投票の価値の平等」
- ・これら原理をトータルに尊重し、実現する衆議院・参議院の選挙制度の探求
- ・しっかりと基本原理に「基礎」づけられ、
現代民主主義の水準において社会的合意を得られる「基本設計」を選択し、
その「造作」も自由と民主主義の憲法原理を尊重しながら丁寧に仕上げられた選挙制度
(そんな家に住みたい！)

3. 憲法の要請から見たこの間の選挙制度改革諸案

(1) 小選挙区の区割り変更、増減案

- ・これは、現在の選挙制度の「基本設計」を前提にした「造作」の問題
「基本設計」の問題点を解消するものではない
- ・合憲的な「造作」のためには、頻繁な改革、煩雑な選挙区割り(改修工事)が必要
その主要な原因は、細分化された小選挙区(そこまでして住み続けたいですか?)

(2) 小選挙区・比例代表「連用」制

- ・これも現行制度の「基本設計」を前提にするもの
 - ・国民の投票集計の恣意的操作
小選挙区中心の「基本設計」のもとで比例制の効果を高めようとする無理な「造作」
- 基本原理としての「国民固有の権利としての公務員選定権」の無視
比例代表制の「造作」の基本である「投票の価値の平等」の明白な侵害

(3) 中選挙区制

- ・「基本設計」の理念が不明確
(「今すぐ住みたい」という気持ちが先走ってる?)
- ・「政党・政策中心の選挙」を妨げる危険性 議員定数不均衡問題の存続
- ・(選挙区の規模によっては) 小政党の排除の危険

(4) 小選挙区・比例代表「併用」制(ドイツ型)

- ・「基本設計」は比例代表制 超過議席問題は「造作」における調整問題
- ・その「基本設計」が活かされるかは、小選挙区の割合、「足切り」条件など次第

むすびにかえて

国民主権という「基礎」、比例代表制中心という「基本設計」、憲法の諸規定に違反せず、それを生かす「造作」を探求する「100年住宅」のような選挙制度(はいかがですか?)

「女性議員が少なすぎる」とシール投票、 「意見書を」と陳情 新婦人高知県本部

新日本婦人の会高知県本部は4月10日、女性参政権初行使66周年記念行動としてパネル展示やシール投票などの宣伝に取り組みました。高知は女性参政権発祥の地であるが、女性県議は2人しかいないこと、日本は国際比較でも非常の遅れていること、衆院比例定数が削減されたら女性議員がさらに減ってしまうことなどを訴えました。

「女性議員増えた方がいい？」おシール投票では「女性は人口の半数以上なのに議員が少なすぎ」「女性の声を代弁する議員が増えてほしい」などの声が圧倒的に寄せられました(「新婦人しんぶん」2012年5月31日号より)

同本部は5月24日付で県内各議会議会へ陳情を行いました。陳情内容は『女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書』採択の陳情や「南海大地震に備えて、防災・減災・復興に女性の視点を入れることを求める陳情」などです。

そのうち別項に、いの町議会議長宛の比例定数削減に反対する意見書採択を求める陳情書を紹介します(全文)。

2012年5月24日

いの町議会議長様

新日本婦人の会高知県本部
住所 高知市越前町 2-5-7
代表者 山岡美知子 印

「女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書」採択の陳情

〔陳情趣旨〕

現在選挙制度をめぐって開催されている各党協議会では、民主党以外の各政党から、現行小選挙区・比例代表並立制の下では民意がゆがめられ、抜本的改革が必要であるとの意見が出されています。にもかかわらず、政府は2月17日、「衆議院定数80削減」を閣議決定しました。

日本の人口10万人当たりの国会議員数は諸外国に比べても少ないほうであり、定数削減は民意の軽視につながります。とりわけ、比例定数を80削減すれば、衆議院の全議席の4分の3近くを小選挙区から選ぶことになり、多様な民意の反映はますます困難になります。これは、「一票の格差是正」をめざす民主主義の実現と相反し、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」すると定めた憲法に反するものです。

衆議院における女性議員の割合は11.3%と極めて低く（187カ国中125位、列国議会同盟2011年11月30日）、国連女性差別撤廃委員会からも積極的改善措置を求められています。

国の第3次男女共同参画基本計画（2010年12月策定）は「2020年までに指導的地位に女性の占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向けて、積極的改善措置の推進を掲げています。男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会は、2月3日に取りまとめた「最終報告」において「政治分野における女性の参画の拡大は、選挙制度のあり方の検討において重要な論点」と強調し、「死票が多くなる小選挙区制より中選挙区制・大選挙区制や比例代表制の下の方が、多様な民意が反映されやすく、女性の議員の割合が高くなる傾向が見られる」と指摘しています。

高知県は女性参政権発祥の地として、世界に誇れる歴史を持っています。「民権ばあさん」こと楠瀬喜多の後も、女性が主権者として男性と平等に扱われるために多くの先輩たちが努力をかさねてきました。東日本大震災と原発事故をへて、日本のあり方が問われる今こそ、女性の政治参加が広がることが求められています。

議会として国会および政府に対し、衆議院比例定数削減をしないよう意見書の採択をお願いします。

〔陳情項目〕

- 1、「女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する最見書」を採択すること。

5・3 憲法集会実行委員会事務局は、下記集会への参加を呼びかけています。

院内集会「民意にそむく改憲論議にNO！ ～審議を急ぐ憲法審査会に異議あり」

■ 日時：6月14日（木）12：30～14：00

12時00分から会館ロビーで入館証を配布します。

■ 会場：衆議院第2議員会館第8会議室（地下鉄国会議事堂前駅）

呼びかけ：2012年5・3憲法集会実行委員会事務局

憲法改悪阻止各界連絡会議、「憲法」を愛する女性ネット、憲法を生かす会、市民憲法調査会、女性の憲法年連絡会、平和憲法21世紀の会、平和を実現するキリスト者ネット、許すな！憲法改悪・市民連絡会

連絡先：憲法会議 03-3261-9007 市民連絡会 03-3221-4668